

報告書

報告日 24年 6月18日

部会名	愛媛県自立支援協議会	報告者	丸田
日時	H24. 6. 11 15:30~17:10	場所	県視聴覚福祉センター
参加者	協議会委員・県生きがい推進局 障害福祉課		
内容 1. 第1次一括法の施行に伴う県独自基準の策定についての説明（事務局より） ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法）の概要について 別紙参照 ・この中で関係する法律として自立支援法と児童福祉法が当課の対象法。 ・県独自の基準策定について案として以下の事を決定する。 ① 障害者支援施設などに対して、非常災害の様態ごとの個別計画の策定（掲示）及び避難訓練の実施等を義務化。 ② 災害時における備蓄用として、非常食、飲用水、日用品等の確保を努力義務化。 別紙参照してください。 以上について6月中旬から7月中旬にパブリックコメント 7月下旬から8月上旬に最終取りまとめ 委員へ結果通知 9月下旬 条例議決後、公布 平成25年4月1日 条例施行の予定 2. 第2期愛媛県生涯福祉計画の実績報告について 別紙参照 <u>詳しくは、県ホームページを障害福祉課を参考にして下さい。</u>			
次回予定			
役員会への 提案事項			

本県における独自基準(案)

非常災害対策の義務付けの拡充

障害者支援施設などに対して、非常災害の態様ごとの個別計画の策定(掲示)及び避難訓練の実施等を義務化。

災害時における備蓄用として、非常食、飲用水、日用品等の確保を努力義務化。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法）の概要

平成 23 年 5 月
内閣府地域主権戦略室

第1次一括法の概要

（「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」）

1. 改正内容

地方分権改革推進計画(H21.12.15 閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備(42法律)を行う。

○ 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大(41法律)

地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、義務付け・枠付けを見直し

【例】

- (1)施設・公物設置管理の基準
 - ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の条例委任
 - ・公営住宅の整備基準及び収入基準の条例委任
 - ・道路の構造の技術的基準の条例委任
- (3)計画等の策定及びその手続
 - ・中心市街地活性化基本計画の内容の一部の例示化

(2)協議、同意、許可・認可・承認

- ・市町村立幼稚園の設置廃止等に係る都道府県教育委員会の認可を廃止
- ・都道府県の三大都市圏等大都市等における都市計画決定に係る大臣同意協議の廃止

※1 政府は、施行の状況等を勘案し、児童福祉法等に規定する基準等の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

※2 政府は、地方分権改革推進委員会による報告において、地方公共団体に対する自治事務の処理又はその方法の職務付けに関し、具体的に講ずべき措置が提示された事項及び見直し措置を講ずべきものとされた事項のうち、この法律において措置が講じられていないものについて、できるだけ速やかに、当該報告に即した措置を講ずるものとする。

○ 内閣府の所掌事務

（改革（※）推進のための基本的政策に関する企画・立案、基本的政策に関する施策の実施を推進）の追加（内閣府設置法）
※ 日本国憲法の国民主権の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革

2. 施行期日

- ①直ちに施行できるもの → 公布の日（平成23年5月2日）
- ②政省令等の整備が必要なもの → 公布の日から起算して3月を経過した日（平成23年8月2日）
- ③地方自治体の条例や体制整備が必要なもの → 平成24年4月1日

1月31日までに改正 25年4月1日とめて等

障害者自立支援法
児童福祉法を含む。

自立支援法における最低基準と指定基準

最低基準(法[※]第80条・84条)

- 施設規模
- 施設又は事業全体の建築構造基準
(配置および構造など)
- 職員の資格要件

- 基本方針
- 職員配置基準(従業員の員数、管理者)
- 設備の基準
- サービスの取り扱い基準
- 管理運営上の基準
 - ・食事
 - ・健康管理
 - ・衛生管理等
 - ・協力医療機関 等

指定基準(法第43条・44条)

【障害者自立支援法・抜粋】

○最低基準

(障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームの基準)

第八十条 都道府県は、障害福祉サービス事業（施設を必要とするものに限る。以下この条及び第十二条第二項において同じ。）、地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。

(施設の基準)

第八十四条 都道府県は、障害者支援施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。

○指定基準

(指定障害福祉サービスの事業の基準)

第四十三条 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業ごとに、都道府県の条例で定める基準に従い、当該指定障害福祉サービスに従事する従業者を有しなければならない。

(指定障害者支援施設等の基準)

第四十四条 指定障害者支援施設等の設置者は、都道府県の条例で定める基準に従い、施設障害福祉サービスに従事する従業者を有しなければならない。

※法：障害者自立支援法

児童福祉法における最低基準と指定基準

※ 最低基準（児法 第45条）

- 施設規模
- 施設又は事業全体の建築構造基準
(配置および構造など)
- 職員の資格要件

【児童福祉法・抜粋】

○最低基準

〔児童福祉施設の設備及び運営についての基準〕
第四十五条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

○基本方針

○職員配置基準（従業員の員数、管理者）

○設備の基準

○サービスの取り扱い基準

○管理運営上の基準

- ・食事
- ・健康管理
- ・衛生管理等
- ・協力医療機関 等

○指定基準

〔指定通所支援の事業の基準〕

第二十一条の五の十八 指定障害児事業者等は、都道府県の条例で定める基準に従い、当該指定に係る障害児通所支援事業所又は指定医療機関ごとに、当該指定通所支援に従事する従業者を有しなければならない。

〔指定障害児入所施設等の基準〕

第二十四条の十二 指定障害児入所施設等の設置者は、都道府県の条例で定める基準に従い、指定入所支援に従事する従業者を有しなければならない。

指定基準（児法第21条の5の18・24条の12）

※児法：児童福祉法

「従うべき基準」、「標準」及び「参酌すべき基準」

【従うべき基準】※

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。

- ・ 指定障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数
- ・ 指定障害福祉サービスの事業に係る居室及び病室の床面積
- ・ 指定障害福祉サービスの事業の運営に関する事項であって、障害者又は障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害者等の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

【標準】※

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの。

- ・ 指定障害福祉サービスの事業に係る利用定員

【参酌すべき基準】※

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

- ・ 「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」以外の基準

※「地方分権改革推進計画について」(平成21年12月15日閣議決定)より

第2期愛媛県障害福祉計画の進捗状況

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(基準:平成17年10月1日現在の入所者 2,268人)

[対象施設:入障害者所支援及び(旧)入所更生、(旧)入所療護、(旧)入所授産施設]

(県で使用する数値は、国実態調査から、入所が常態化しない身体更生及び精神生活訓練を除いた数値)

目標値① H23年度までに地域生活に移行する者 (269人)【国指針 1割以上】

年度	区分	基準 (17.10.1)	目標	実績		年度目標に対する 達成状況	移行者率	備考
				移行者	増減			
21年度	(累計)	2,268	151	205	91	135.8%	9.0%	国実態調査
22年度	(累計)	2,268	203	263	58	129.6%	11.6%	(毎年10月1日
23年度	(累計)	2,268	269	332	69	123.4%	14.6%	現在)の数値

※新体系移行により「はばたき授産園」が旧法知的障害者授産施設からケアホームに施設種別の変更を行った結果、39人名の地域移行者の計上となったが、この39人を除き進捗を算出した場合、移行者数293人、移行者率12.9%となります。

目標値② H23年度末における入所施設利用者の減少 (181人)【国指針 7%以上の削減】

年度	区分	基準 (17.10.1)	目標	実績		年度目標に対する 達成状況	削減率	備考
				入所者	増減			
21年度	旧体系	2,268	1,750	1,764		100.8%		国保連データ による(22.3実 績)
	新体系	-	553	378		68.4%		
	計	2,268	2,303	2,142	-126	93.0%	△5.6%	
22年度	旧体系	2,268	1,203	1,483		123.3%		国保連データ による(23.3実 績)
	新体系	-	1,505	637		42.3%		
	計	2,268	2,708	2,120	-148	78.3%	△6.5%	
23年度	旧体系	2,268	-	716		-		国保連データ による(24.3実 績)
	新体系	-	2,087	1,372		65.7%		
	計	2,268	2,087	2,088	-180	100.0%	△7.9%	

2 入院中退院可能精神障害者の地域生活への移行

(基準:平成21年1月1日現在の退院可能精神障害者数 564人)

※3期計画では指標が見直されます。

目標値① H23年度末までに地域生活に移行する者

年度	区分	基準 (21.1.1)	最終年 目標	実績	最終目標に対する 達成状況	移行者率	備考
21年度	(県独自調査)	564	431	-	-	-	(基準年度)
22年度	(県独自調査)	564	431	101	23.4%	17.9%	22.5現在(県独自調査)
23年度	(県独自調査)	564	431				

※最終実績は、24年度に県独自調査の予定

目標値② 精神障害者地域移行支援事業(20～)による退院者

年度	区分	目標	実績	年度目標に対する 達成状況	備考
20年度	(県独自調査)	20	14	70.0%	精神障害者地域移行支援事業実績 による
21年度	(県独自調査)	20	25	125.0%	
22年度	(県独自調査)	20	24	120.0%	
23年度	(県独自調査)	20	15	75.0%	

(80) (78)

3 福祉施設から一般就労への移行

(基準:平成17年度中の一般就労移行者数 24人)

目標値 H23年度における年間就労移行者【国指針 4倍以上】

年度	区分	基準 (17年度中)	目標	実績	年度目標に対する 達成状況	最終目標に対する 達成状況	移行者率	備考
21年度	(年度)	24	36	72	200.0%	66.1%	300.0%	国実態調査
22年度	(年度)	24	58	42	72.4%	38.5%	175.0%	(毎年12月に
23年度	(年度)	24	109	(上半期)41				調査)の数値

【第2期計画：障害福祉サービス等必要見込量及び実績】

サービス種別		平成21年度(22.3実績)			平成22年度(23.3実績)			23年度(24.3実績)		
		見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率
訪問系サービス										
居宅介護 重度訪問介護	(時間分)	44,468	38,634	86.9%	50,212	42,579	84.8%	56,599	59,294	104.8%
児童デイ 行動援護 重度障害者等包括支援	(人分)	1,517	1,435	94.6%	1,696	1,676	98.8%	1,891	2,325	123.0%
日中活動系サービス										
生活介護	(人日分)	18,885	19,298	102.2%	31,223	26,120	83.7%	47,471	48,030	101.2%
	(人分)	1,133	1,113	98.2%	1,739	1,444	83.0%	2,479	2,519	101.6%
自立訓練(機能訓練)	(人日分)	1,267	596	47.0%	1,561	561	35.9%	1,848	588	31.8%
	(人分)	90	52	57.8%	103	47	45.6%	117	45	38.5%
自立訓練(生活訓練)	(人日分)	2,782	625	22.5%	4,255	609	14.3%	6,342	1,276	20.1%
	(人分)	178	47	26.4%	263	44	16.7%	382	74	19.4%
就労移行支援	(人日分)	4,905	5,459	111.3%	6,065	6,265	103.3%	8,976	7,228	80.5%
	(人分)	253	284	112.3%	305	345	113.1%	408	403	98.8%
就労継続支援(A型)	(人日分)	4,657	4,568	98.1%	5,259	8,160	155.2%	6,281	10,800	171.9%
	(人分)	233	220	94.4%	263	402	152.9%	312	532	170.5%
就労継続支援(B型)	(人日分)	10,605	10,133	95.5%	15,097	17,055	113.0%	27,214	26,179	96.2%
	(人分)	552	571	103.4%	770	946	122.9%	1,237	1,551	125.4%
療養介護	(人分)	20	19	95.0%	21	21	100.0%	37	20	54.1%
児童デイサービス	(人日分)	4,948	3,837	77.5%	5,686	4,128	72.6%	6,560	4,524	69.0%
	(人分)	1,084	901	83.1%	1,236	995	80.5%	1,399	1,077	77.0%
短期入所	(人日分)	1,777	1,929	108.6%	2,020	2,027	100.3%	2,269	2,408	106.1%
	(人分)	258	254	98.4%	293	225	76.8%	334	323	96.7%
居住系サービス										
共同生活援助 共同生活介護	(人分)	639	639	100.0%	806	681	84.5%	1,012	819	80.9%
施設入所支援	(人分)	535	378	70.7%	1,050	637	60.7%	2,087	1,372	65.7%
相談支援										
相談支援	(人分)	73	10	13.7%	128	9	7.0%	187	10	5.3%
※注1)各年度実績(3月)は国保連データ数値。										
※注2)訪問系サービスには、23年10月から開始された同行援護(491人)を含む。										
新体系サービス	(人日分)	43,101	40,679	94.4%	63,460	58,770	92.6%	98,132	94,101	95.9%
	(人分)	2,439	2,287	93.8%	3,443	3,228	93.8%	4,935	5,124	103.8%
旧体系サービス	(人日分)	46,900	53,185	113.4%	28,738	11,296	39.3%	0	2,702	
	(人分)	2,275	2,521	110.8%	1,345	563	41.9%	0	142	
計	(人日分)	90,001	93,864	104.3%	92,198	70,066	76.0%	98,132	96,803	98.6%
	(人分)	4,714	4,808	102.0%	4,788	3,791	79.2%	4,935	5,266	106.7%

【新旧体系における居住系サービス】

施設入所者	(人分)	2,285	2,097	91.8%	2,253	2,081	92.4%	2,087	2,088	100.0%
新体系サービス	(人分)	535	378	70.7%	1,050	637	60.7%	2,087	1,372	65.7%
旧体系サービス	(人分)	1,750	1,719	98.2%	1,203	1,444	120.0%	0	716	
共同生活援助・生活介護	(人分)	639	639	100.0%	806	681	84.5%	1,012	819	80.9%
計	(人分)	2,924	2,736	93.6%	3,059	2,762	90.3%	3,099	2,907	93.8%

※注3)24年3月は、新体系移行の最終月であるため、旧体系サービス(通所142人、入所716人)が混在している。

<裏面:分析>

(前回報告)

(今回報告)

サービス種別		23年度(23.10(参考))			23年度(24.3実績)			増減
		見込量	経過状況	達成率	見込量	実績	達成率	
訪問系サービス								
居宅介護 重度訪問介護 児童デイ 行動援護 重度障害者等包括支援	(時間分)	56,599	45,252	80.0%	56,599	59,294	104.8%	14,042
	(人分)	1,891	1,755	92.8%	1,891	2,325	123.0%	570
日中活動系サービス								
生活介護	(人日分)	47,471	42,436	89.4%	47,471	48,030	101.2%	5,594
	(人分)	2,479	2,296	92.6%	2,479	2,519	101.6%	223
自立訓練(機能訓練)	(人日分)	1,848	621	33.6%	1,848	588	31.8%	-33
	(人分)	117	47	40.2%	117	45	38.5%	-2
自立訓練(生活訓練)	(人日分)	6,342	1,200	18.9%	6,342	1,276	20.1%	76
	(人分)	382	72	18.8%	382	74	19.4%	2
就労移行支援	(人日分)	8,976	6,739	75.1%	8,976	7,228	80.5%	489
	(人分)	408	374	91.7%	408	403	98.8%	29
就労継続支援(A型)	(人日分)	6,281	9,771	155.6%	6,281	10,800	171.9%	1,029
	(人分)	312	487	156.1%	312	532	170.5%	45
就労継続支援(B型)	(人日分)	27,214	23,317	85.7%	27,214	26,179	96.2%	2,862
	(人分)	1,237	1,408	113.8%	1,237	1,551	125.4%	143
療養介護	(人分)	37	21	56.8%	37	20	54.1%	-1
児童デイサービス	(人日分)	6,560	4,036	61.5%	6,560	4,524	69.0%	488
	(人分)	1,399	984	70.3%	1,399	1,077	77.0%	93
短期入所	(人日分)	2,269	2,200	97.0%	2,269	2,408	106.1%	208
	(人分)	334	297	88.9%	334	323	96.7%	26
居住系サービス								
共同生活援助	(人分)	1,012	777	76.8%	1,012	819	80.9%	42
共同生活介護								
施設入所支援	(人分)	2,087	1,244	59.6%	2,087	1,372	65.7%	128
相談支援								
相談支援	(人分)	187	9	4.8%	187	10	5.3%	1

●自立訓練(機能訓練、生活訓練)

第1期計画の達成状況を踏まえ、第2期計画では下方修正をしたものの、なお見込量までのニーズがなかった。

要因として、①新体系移行期間であったことから、利用対象者等にサービスに関する理解が浸透していないこと、②訓練期間の定めがあり、利用期間が長い就労支援に流れる傾向が見られることから、普及啓発が今後の課題としてあげられる。

●療養介護

23年度末までは、県内に施設がなく県外施設の利用者を見込んでいたもので不確定な要素が多く、また、全体数が少ないことから達成率に影響が大きく反応しているもの。

なお、24年4月から、県内施設(3施設)が18歳以上の加齢児に対する療養介護を開始したことから、現在は、愛媛病院(170人)、子ども療育センター(17人)、南愛媛療育センター(50人)が加えられ、県外分(20人)とあわせ257人程度となる見込み。(4月分実績にて再度確認する。)

●相談支援

低調である要因は、サービス等利用計画作成の対象者が限定されていたことや、サービスの支給決定と連動していなかったことが挙げられ、相談支援の利用実績の低さは全国的な状況として問題視され、国において相談支援体系及び支給プロセスの見直しを行ない、平成24年4月から計画作成の対象者がすべてのサービス利用者に拡大されるとともに、支給決定の際にサービス利用計画の作成が必要なくみとなった。

●施設入所支援

見込量2,087人に対して約66%の達成となっているが、旧体系施設入所者716人を加算すると2,088人とほぼ同数。

県内事業所数

【障害福祉サービス事業所等】

(H24. 5. 31現在)

	圏域						合計
	宇摩	新居浜 西条	今治	松山	八幡浜 大洲	宇和島	
居宅介護	7	28	15	92	33	33	208
重度訪問介護	7	28	15	86	32	33	201
行動援護	2	5	1	15	2	0	25
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0	0
同行援護	5	15	7	49	17	10	103
療養介護	0	0	0	3	0	1	4
生活介護	6	14	8	47	12	9	96
短期入所	4	9	3	20	9	5	50
施設入所支援	3	9	3	18	9	4	46
共同生活介護	3	5	7	23	4	3	45
共同生活援助	3	6	11	15	6	4	45
宿泊型自立訓練	0	1	0	1	1	0	3
自立訓練（機能訓練）	0	0	1	2	0	0	3
自立訓練（生活訓練）	0	4	1	4	1	0	10
就労移行支援	2	7	3	20	8	4	44
就労継続支援A型	0	4	2	15	4	3	28
就労継続支援B型	4	10	8	50	11	10	93
計画相談支援	5	4	5	19	5	8	46
地域移行支援	5	8	4	20	6	5	48
地域定着支援	5	8	4	21	6	5	49
小計	64	174	101	538	175	141	1,193

【児童福祉施設等】

児童発達支援	3	3	4	18	2	4	34
放課後等デイサービス	3	2	2	10	0	4	21
児童相談支援	5	4	4	11	5	8	37
小計	11	9	10	39	7	16	92

合 計	75	183	111	577	182	157	1,285
-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-------